



総務省

# 「指定地域共同活動団体」制度について

---

令和8年6月3日

総務省 自治行政局 市町村課

# 『指定地域共同活動団体』制度の創設

R6改正

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。

## 1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

### 地域的な共同活動を行う主体

#### 【イメージ】

・ 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

#### ○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・ 地域の美化・清掃
- ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・ 高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

### 指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

#### 【指定対象】

・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

#### 【指定の要件】

- ・ 地域において 住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動(特定地域共同活動) を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

## 2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- ・ 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

### 【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催
  - 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
  - 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



### 【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施
  - 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



# 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ①

※「『指定地域共同活動団体』制度の運用等に係る考え方について」(令和6年9月26日付け総務省自治行政局市町村課長通知)等より  
 ※ []内は、地方自治法第260条の49の条項を示す

## 1. 指定の対象 ◆ 指定地域共同活動団体として指定することができる対象は、次の2点のいずれにも該当する団体〔第2項本文〕

### 1) 地域的な共同活動を行う団体であること

- 当該団体の本来の目的が、その地域で暮らす人々が自ら助け合い、地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動にあり、現にそのような活動を行っている団体であること ⇨ **指定の対象は、「地域的な共同活動を行う団体」に限られる**

例) 営利企業 × (注 本来の目的が地域的な共同活動を行うことではないため)

### 2) 地縁による団体〔法第260条の2第1項〕その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者(住民)を主たる構成員とするものに限る。)又は 当該団体を主たる構成員とする団体 であること

- 本制度は、地域において住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(≡ **特定地域共同活動**)を行う、住民を主たる構成員とする団体の活動に着眼したもの

想定される構成員の区分	主たる/従たる構成員の整理による指定対象の可否		
	パターンA = ○	パターンB = ○	パターンC = ×
① <b>住民</b> ・ 市町村内の一定の区域に住所を有する者	主	従	従
② <b>地縁による団体</b> ・ ①を主たる構成員とする団体	従	主	従
③ ①②以外の主体 ・ 住民以外の個人(通勤・通学者等) ・ ①を主たる構成員としない団体(住民主体ではない市民活動団体、非営利団体、企業、商店街連合会 等)	従	従	主

# 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ②

## 2. 指定の要件 ◆ 地域の実情に応じて市町村の**条例**で定めることを基本としつつ、次の全ての要件を具備する必要〔第2項各号〕

1) **良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動**であつて、**地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして **条例**で定めるもの(特定地域共同活動)**を、**地域の多様な主体との連携**その他の方法により **効率的・効果的に行うと認められること**〔第1号〕

- 地域的な共同活動のうち、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の多様化・複雑化の中で、地域で住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(≡**特定地域共同活動**)を行う団体が、指定対象
- 特に必要となる生活サービスの内容は、地域の実情により異なるため、具体的な**特定地域共同活動**の内容は、各市町村の**条例**で定める
- 他団体との連携による相互補完やスケールメリットにより、地域全体として効率的・効果的に生活サービスの提供を行う必要

2) **民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして**条例**で定める要件を備えること**〔第2号〕

- 指定の効果として、支援や調整、特例の適用などの特別の立場が与えられることから、適正な運営が確保されていることが必要

- ① **民主的な運営**  
→ 構成員全員の意思に基づいて団体運営に係る意思決定がなされている (例)代表者及び役員の構成員の意思に基づく選出
- ② **透明性の高い運営**  
→ 活動状況や財務状況などが対外的に公開されている (例)活動報告や会計書類の公表
- ③ **その他適正な運営**  
→ ①②以外の事項により運営の適正性が図られている (例)構成員資格の得喪に係る適正な運用など

3) **一定の事項を内容とする定款・規約等を定めていること**〔第3号〕

- 組織としての基本的な体制を備えるため、一定の事項を定める必要

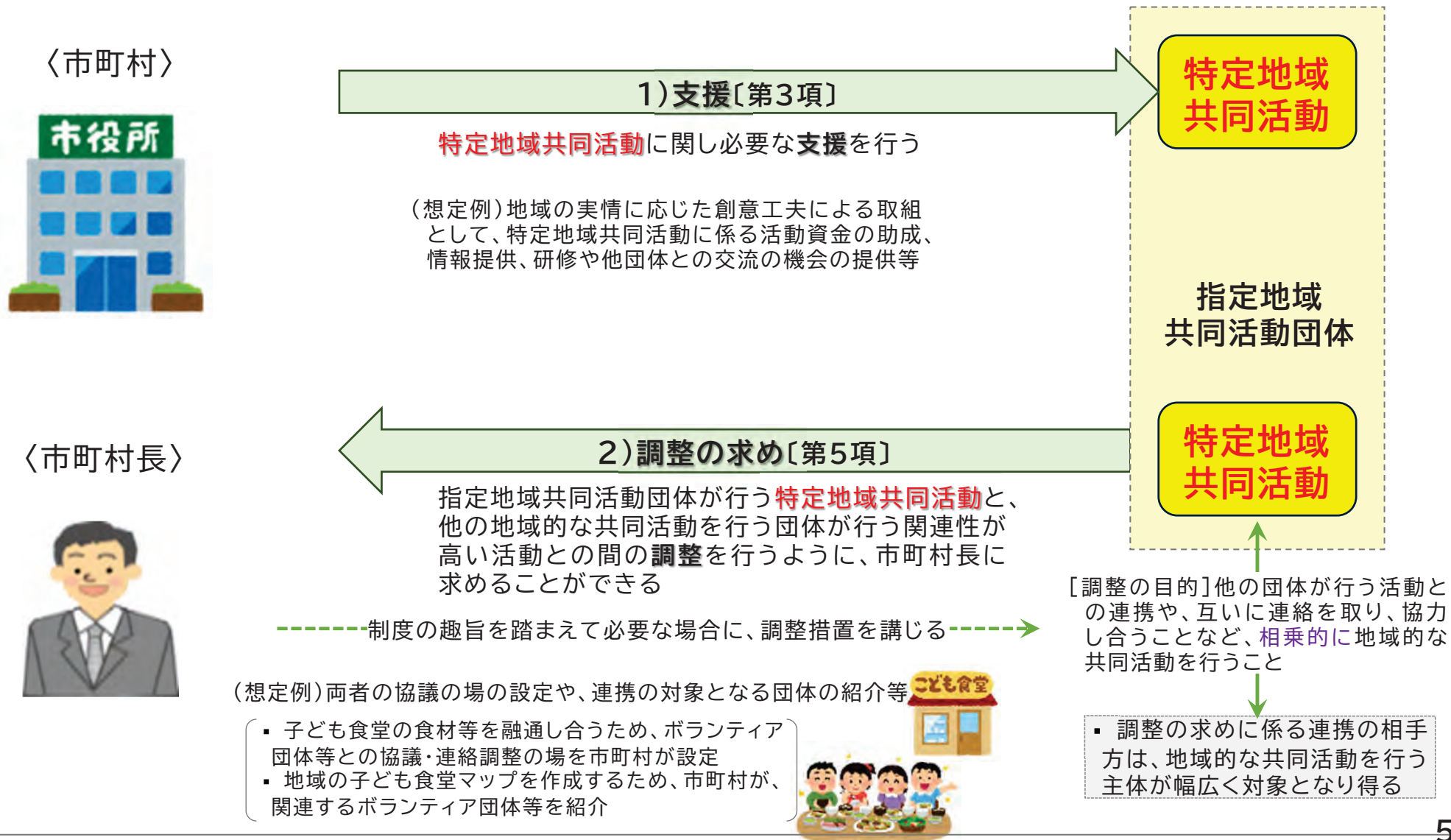
- ① 目的、② 名称、③ 主としてその活動を行う区域、④ 主たる事務所の所在地、  
⑤ 構成員の資格に関する事項、⑥ 代表者に関する事項、⑦ 会議に関する事項、⑧ 会計に関する事項

4) **上記のほか、**条例**で定める要件を備えること**〔第4号〕

- 1)で規定する活動内容、2)・3)で規定する運営の適正性とは異なる考慮事項を反映させるため、**条例**で独自に要件を設けることが可能

# 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ③

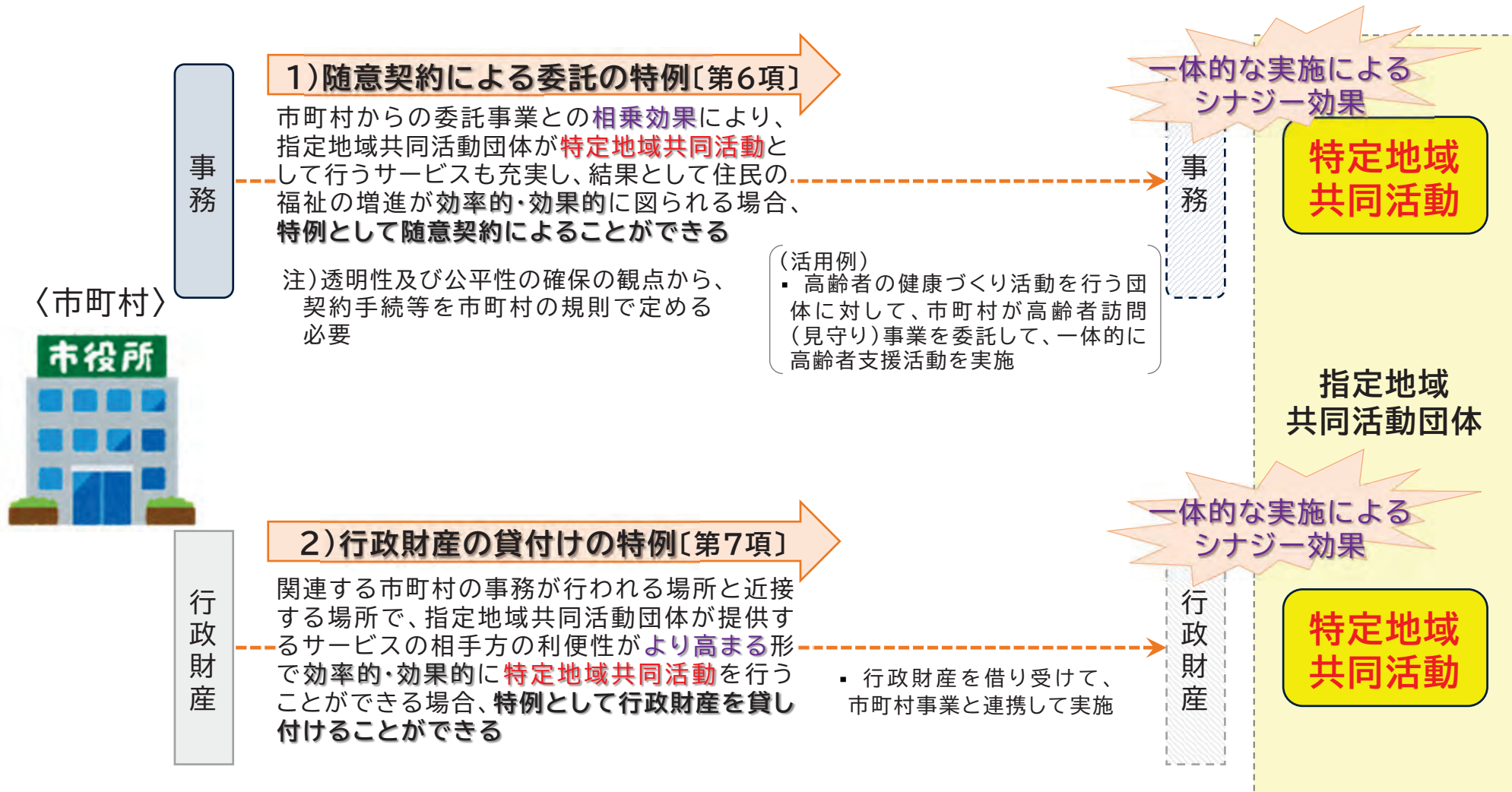
## 3. 支援・調整 ◆ 市町村と指定地域共同活動団体が協力して、効率的・効果的に活動を行えるよう、市町村が支援や調整を行う



# 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ④

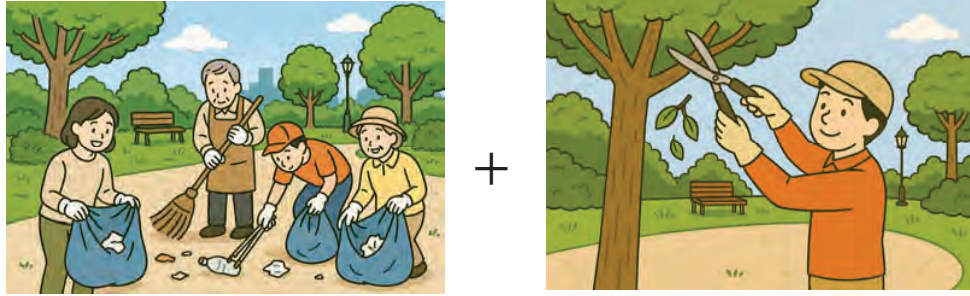
## 4. 随意契約及び行政財産の貸付けに関する特例

◆ 市町村と指定地域共同活動団体が行う**特定地域共同活動**との**相乗効果**により、**効率的・効果的に住民の福祉の増進を図る環境の整備に資する場合には、随意契約による事務委託及び行政財産の貸付けを可能とする特例**を設けている

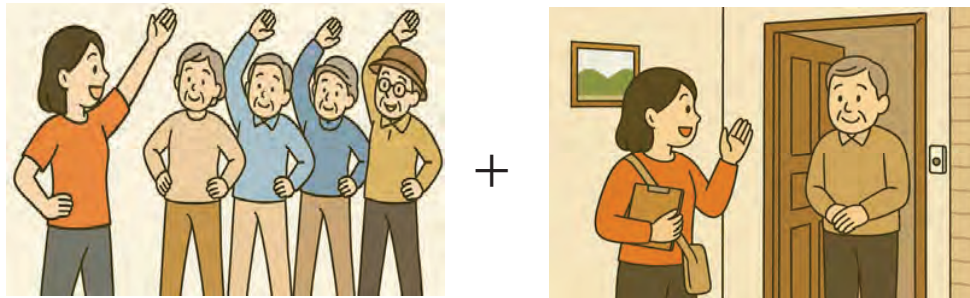


## 指定地域共同活動団体への随意契約の想定例

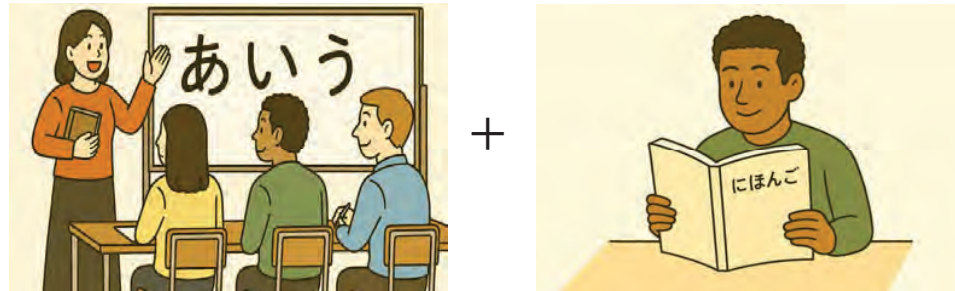
- 地域の美化清掃活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。



- 高齢者の健康づくり活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が高齢者訪問(見守り)事業を委託して、高齢者支援として一体的に活動を行う。



- 地域の多文化共生活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が外国人住民向けの日本語講座事業を委託して、一体的に活動を行う。



※画像出典:Microsoft Copilot による生成画像(2025年10月作成)

# 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ⑤

## 5. 適正な運営を確保するための仕組み ◆ 団体の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村からの関与は、必要最小限の事項に限定

1) 指定地域共同活動団体の活動状況及び支援の状況の公表〔第4項〕

〈市町村長〉



- 活動の状況や団体への公金支出を含む市町村による支援の状況について、指定を行った市町村長が住民への説明責任を果たす

2) 報告徴収〔第10項〕

特定地域共同活動の適正な実施を確保するため、報告を求めることができる

3) 措置命令〔第11項〕

適正な運営確保のための必要な一定の場合に、期限を定めて、改善措置命令ができる

4) 指定の取消し〔第12項〕

適格性を欠くと認められる一定の場合に、指定を取り消すことができる

### 指定地域共同活動団体

- ✓ 求めに応じて、必要な情報を報告する  
(cf. 特定地域共同活動の状況、指定要件の具備の確認、支援や調整・特例(随契・行政財産の貸付)の適用の確認に必要な情報の取得、組織・運営等に関する事項等)
- ✓ 適正な運営を確保するための改善措置を講じる  
(①指定要件の不備、②法令等違反、③不適正な運営の改善)
- ✗ 指定が取り消される  
(①指定要件を欠き改善が期待できない、②措置命令違反、③不正な手段による指定の申請、④その他条例の定め)

## 6. 条例等の整備 ◆ 本制度の導入・運用に当たり、市町村が、地域の実情に応じて、条例等で定めることが想定される主な事項

① 法令上、条例に規定することが委任されている事項

### ア. 指定に必要な要件に係る事項

- 特定地域共同活動の内容〔第2項第1号関連〕
- 民主的で透明性の高い適正な運営を確保するための具体的な要件〔第2項第2号関連〕
- その他条例で指定要件を定める場合の具体的な内容〔第2項第4号関連〕

### イ. 適正な運営を確保する仕組みに係る事項

- 市町村長による指定の取消しを行うことができる事由として、その他条例で定める事項〔第12項関連〕

② その他、指定の申請等の手続や支援・調整の内容等、制度の円滑な運用に当たって必要と考えられる事項

③ 一定の場合に認められる随意契約の特例の適用に当たり、契約手続の透明性及び公正性の確保を図る観点から、契約締結の手続として、規則(ex. 契約規則・財務規則・会計規則等)で定めることが想定される事項

# 『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用・特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

## → 拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外<sup>注</sup>の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①・②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置(算定対象に追加)を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

支援対象が「指定地域共同活動団体」である場合には、その主体が、地域運営組織、地域運営組織以外のいずれの場合でも、同水準の地方交付税措置を講じる。

## → 【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等）                    | → 特別交付税措置(※)                   |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置(※) |

※ 特別交付税措置(措置率0.5・財政力補正あり)

# 「指定地域共同活動団体」の検討状況

○「指定地域共同活動団体」制度の導入の要否について検討している団体数は**193団体**であり(R8.1現在)、**導入済市町村における効果**について特に知りたいと考えている。

→ 効果測定は、導入前から実施する必要があることから、令和8年度は、効果測定支援を行う予定

→ 希望団体は、総務省自治行政局市町村課まで相談ください。

## 【「指定地域共同活動団体」制度の検討状況に関するアンケート調査(速報値)】

調査期間:令和8年1月～3月 調査時点:令和8年1月現在 実施方法:WEBアンケート調査 調査対象:全国1,741市区町村

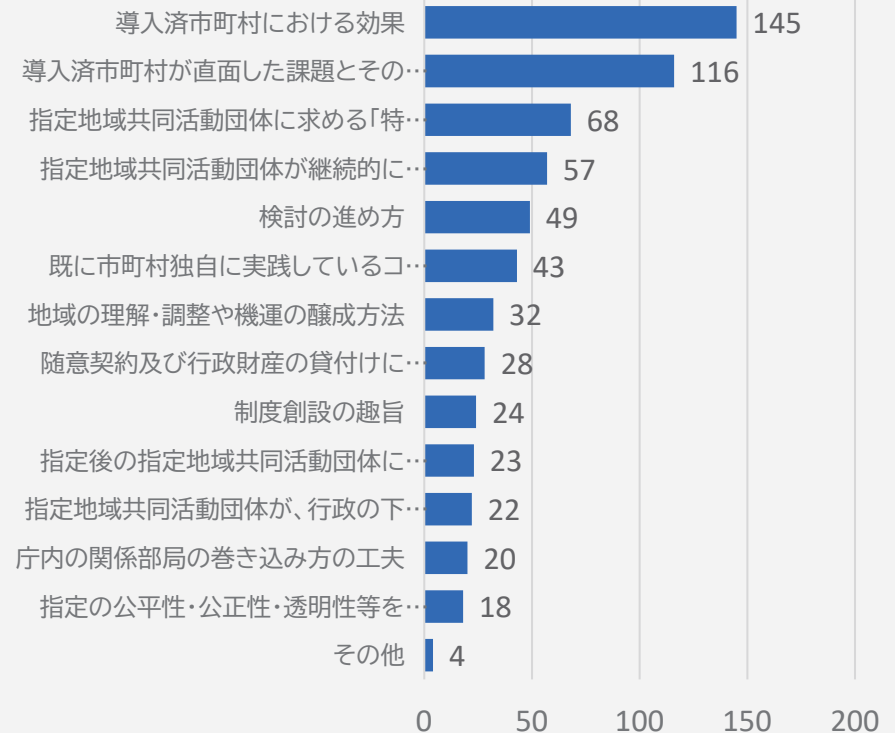
### 「指定地域共同活動団体制度」の検討状況

	団体数 【団体】	割合 【%】
①導入済	3	0.2
②導入の要否について検討し、導入に向けて取組中	3	0.2
③導入の要否について検討中	193	11.1
④導入の要否について検討し、導入の意向なし	91	5.2
⑤導入の要否について検討をしていない	1,143	65.7
⑥未回答	308	17.7
合計	1,741	100

※導入済団体

広島県広島市、岡山県真庭市、奈良県王寺町

### ③を回答した団体において、検討に当たって特に知りたい情報(複数回答)



# 広島市における「指定地域共同活動団体」(ひろしまLMO(エルモ))



## ひろしまLMO(指定地域共同活動団体)の概要

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付け、ひろしまLMOを基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

### ひろしまLMO(エルモ)とは

ひろしまLMOは、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら地域課題の解決に取り組む団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(特定地域共同活動)を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

ひろしまLMOとして指定を受けるためには、構成団体や活動内容等に関する要件があり、その概要は以下のとおりです。

### 構成団体

ひろしまLMOは、共助の精神に基づき多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)~(12)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体を構成員とする必要があります。

- (1) 自主防災会
- (2) 防犯組合
- (3) 体育協会
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 女性会
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会
- (8) 母子寡婦福祉会
- (9) 子ども会育成協議会
- (10) 青少年健全育成連絡協議会
- (11) 公衆衛生推進協議会
- (12) PTA



※ 構成メンバーは地域の実情に応じて決定

### 活動内容(特定地域共同活動)

ひろしまLMOは、指定を受けるためには、まちづくりに関する中長期の計画書に、次の(1)~(15)のうちいずれかの活動(特定地域共同活動)を行うかを明記する必要があります。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の実生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) (1)~(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) (1)~(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

(出典:広島市作成資料)

詳細は、こちら↓

2026  
3  
No.559

## 住民行政の窓

寄稿  
持続可能な地域コミュニティの実現に向けた広島市の取組  
— 全面初の「指定地域共同活動団体制度」の導入と  
運営面に着目したガイドラインの展開 —  
広島市企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課課長補佐 相本 祐三

解説  
【新連載】住民基本台帳法逐条解説(1)  
総務省自治行政局市町村課行政経営支援室主任 杉浦 俊介

自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト第3弾  
総務省自治行政局市町村課行政経営支援室事務官 寺本 健人

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく共通化の推進について(第5回)  
— 「自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム」編 —  
総務省自治行政局行政課市町村課行政経営支援室課長補佐 三木 裕太郎

ファミリーカウンセラーの窓から  
“キャンブル依存”というフィールド  
公益社団法人家庭問題情報センター

地図で眺める街の変遷 ⑩  
油田のある城下町・秋田  
今尾 恵介

編集協力 市町村自治研究会  
日本加除出版株式会社

# 《参考》総務省HP

(※ 令和8年3月末時点の主な掲載情報)

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

## 地域コミュニティ

### 1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書(令和6年3月)
- 自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック(令和7年3月)
- 地域活動事例
- 地方財政措置

### 2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

### 3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは  
(概要、関連条文、第33次地方制度調査会答申(抄)、地方財政措置)
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要について

令和8年6月  
総務省地域力創造グループ地域自立応援課

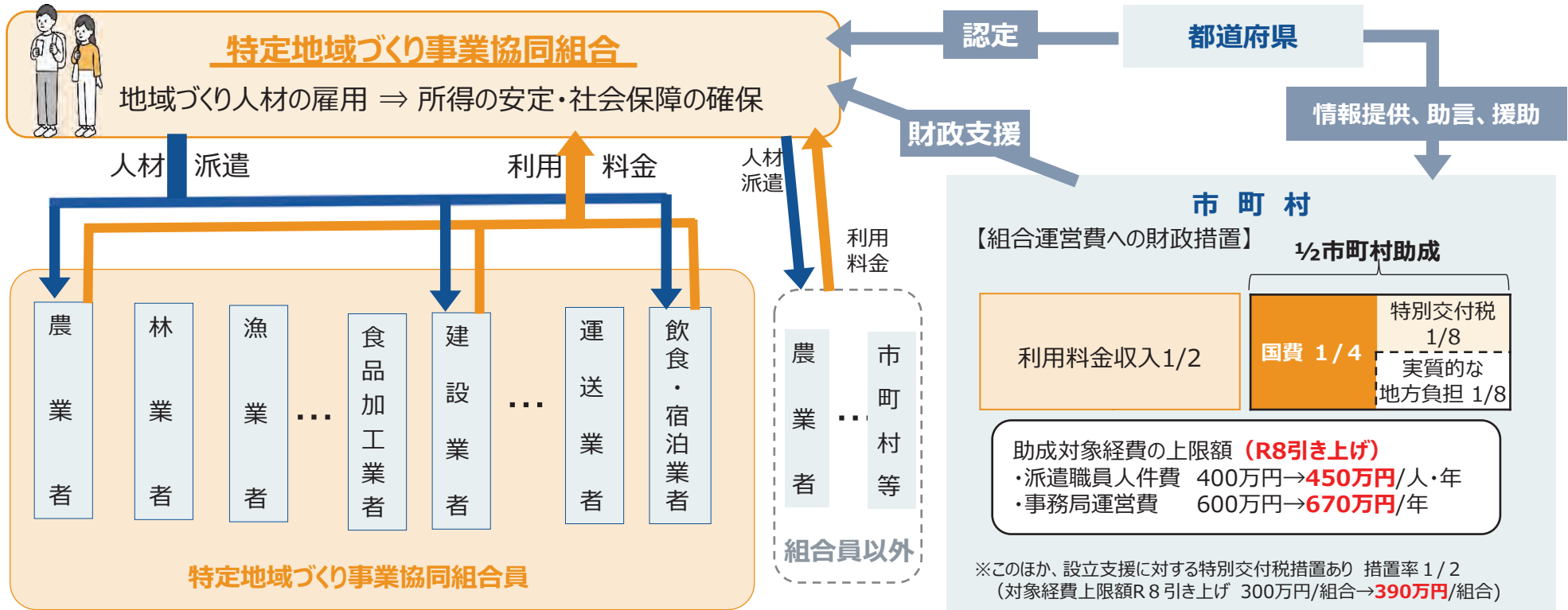
# 特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額 6.2億円  
 (R7当初予算額 5.6億円)  
 ※内閣府予算計上

PR動画は  
 こちら→



- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



## POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和  
 （員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和）

# 特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ



創意工夫により様々な活用が可能

# 特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

## 1. 組合運営費に対する財政支援（認定後）

### 国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
- ・対象経費  
派遣職員人件費：対象経費上限額400万円→**450万円**/年・人（R8～）  
事務局運営費：対象経費上限額600万円→**670万円**/年・組合（R8～）
- ・令和8年度予算額 6.2億円 ※内閣府予算計上
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み
  - ①複数の事業者への職員派遣  
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内  
※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外
  - ②労働需要に応じた職員の確保  
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

### 特別交付税措置

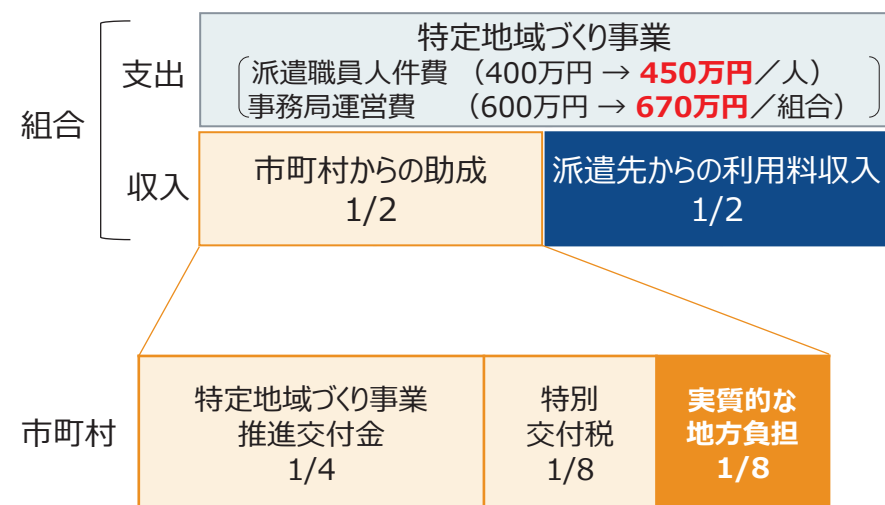
- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

## 2. 組合設立に対する財政支援（認定前）

### 特別交付税措置

- ・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額300万円→**390万円**（R8～））
  - ①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）
  - ②設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

< 1 組合当たりの運営費（通年ベース） >

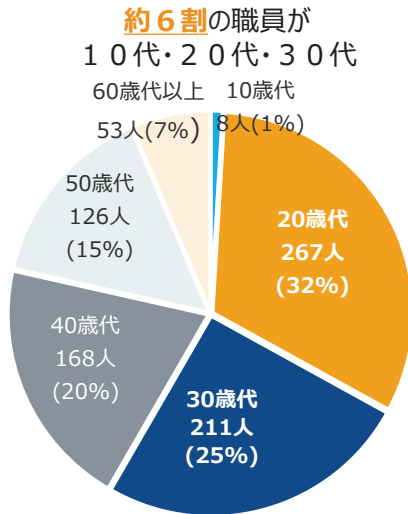




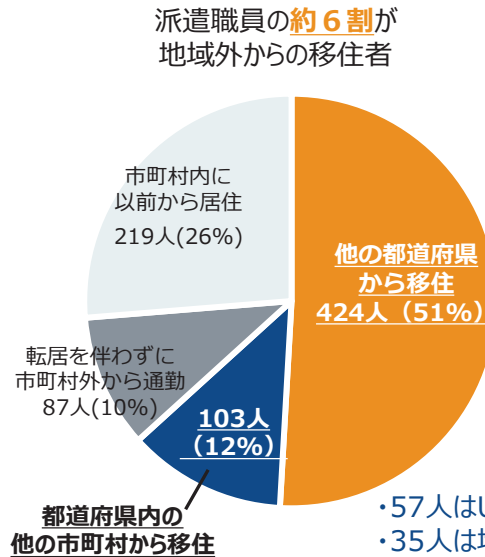
# 特定地域づくり事業協同組合の現状について

令和7年4月1日までに採用された派遣職員の総数は、**833人**

派遣職員の年代比

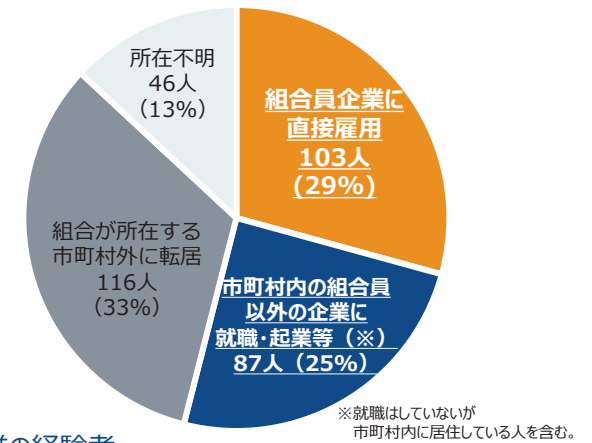


派遣職員の居住状況



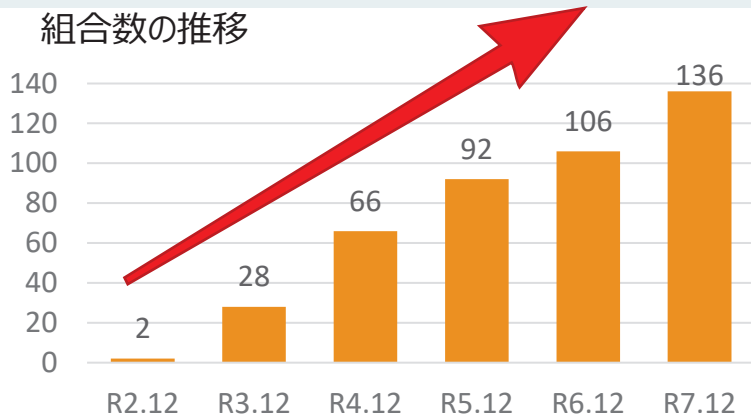
派遣職員の退職後の動向

これまでの退職者のうち約半数が組合の所在する市町村でそのまま



## 組合数は、今後も増加が見込まれる

組合数の推移



令和7年12月1日時点の制度活用意向調査 (対象: 1,718市町村)

活用意向あり	認定済み	140市町村	188市町村
	令和7年度中認定見込	3市町村	
	令和8年度中認定見込	33市町村	
	令和9年度中認定見込	12市町村	
検討中			242市町村
計			430市町村

# 人口減少下における郵便局を活用した 地域の持続可能性の確保について

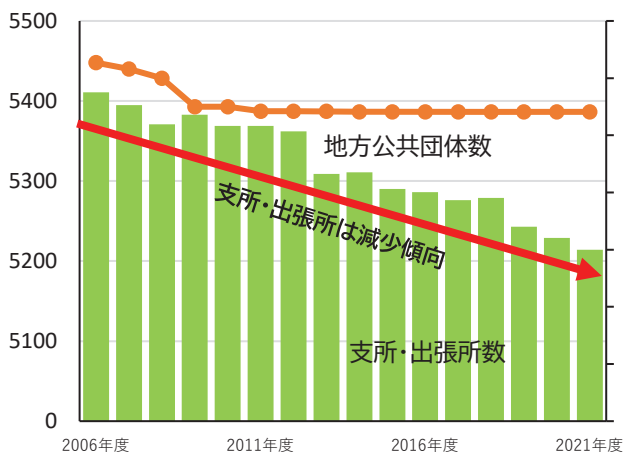
令和 8 年 6 月 3 日  
郵 政 行 政 部  
郵 便 局 活 用 課

# 地域の現状と課題

- 人口減少が進む我が国の地域社会において、地域の重要な生活インフラ（自治体支所、銀行、商店、医療機関等）の廃止・撤退が進み、地域の担い手確保が困難な状況。

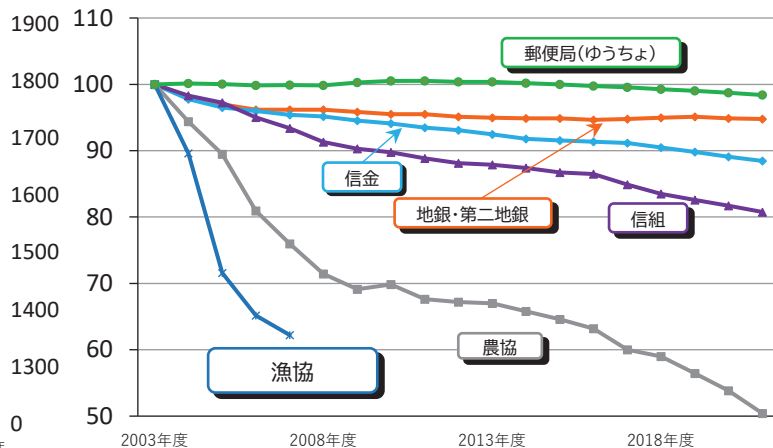


自治体数・支所・出張所数



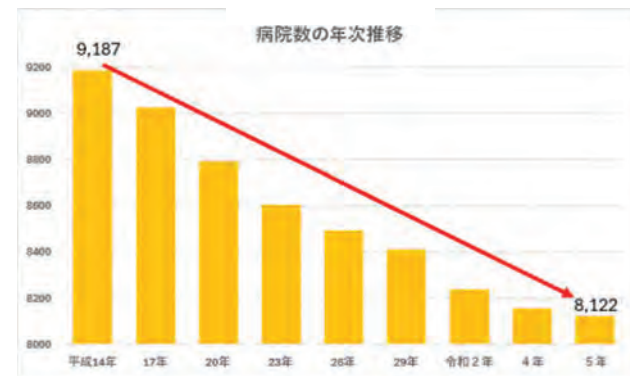
出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」

銀行等の店舗数の推移



出典：第25回情報通信審議会郵政政策部会資料 資料25-2

病院数の推移



令和5(2023)年医療施設調査

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=dataList&toukei=00450021&tstat=000001030908&cycle=7&tclass1=000001222880&tclass2=000001222882&tclass3val=0>

# 地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の役割

- 人口減少が進む日本の地域社会において、全国約24,000局のネットワークを持つ郵便局は、地域の重要な生活インフラとしての役割を担っている。
- また、郵便局は、住民に身近な様々なサービスの拠点として、地域の実情やニーズにあわせた役割を果たすことへの期待が大きくなっている。

## 行政サービス



証明書の交付  
オンライン行政相談



## オンライン診療



オンライン診療

オンライン  
服薬指導



## 郵便局の 活用例

### 買い物支援



商品配送



拠点で受取



### 空き家調査

配達地域に精通している郵便局社員が、  
タブレットを用いて現状を確認し、自治体に調査結果を報告



# 郵便局での自治体窓口業務等の取扱い

- 人口減少が進む日本の地域社会において、自治体の支所・出張所の統廃合が見られる中、地域の実情やニーズに合わせた郵便局の取組への期待が大きくなっている。
- こうした中、郵便局で自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の交付に加え、地方分権の更なる推進や、マイナンバーカードの一層の普及促進のため、令和3年及び令和5年に郵便局事務取扱法<sup>※</sup>を改正。  
<sup>※</sup>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律。受託には予め、①日本郵便に協議、②地方公共団体の議会の議決が必要。
- このほか、郵便局では様々な自治体窓口事務を取り扱っており、その合計は、453自治体・5,667郵便局(令和8年3月末現在)。

## (1) 郵便局事務取扱法に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和8年3月末)	
	自治体数	郵便局数
郵便局事務取扱法に基づく受託事務(合計)	220	766

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付
- ② (地方税の)納税証明書の交付
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し<sup>※1</sup>
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等<sup>※1</sup>
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等<sup>※1</sup>
- ⑧ マイナンバーカードの交付、記録事項の変更、紛失届の受付、返納<sup>※2</sup>  
(市町村長がビデオ会議システムを用いて本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等を含む。)
- ⑨ 印鑑登録証明書の交付
- ⑩ 印鑑登録の廃止申請の受付<sup>※1</sup>

※1 令和3年5月の法改正により追加。  
 ※2 令和5年6月の法改正により追加。

## (2) 郵便局事務取扱法以外の法令に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和8年3月末)	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、児童手当の各種請求書・届出書の受付等	40	130

## (3) 自治体が独自に郵便局に委託している事務

事務内容	取扱状況(令和8年3月末)	
	自治体数	郵便局数
マイナンバーカードの申請支援、バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売 等	341	5,284

## (4) 自治体事務受託合計((1)+(2)+(3)(重複を除く))

事務内容	取扱状況(令和8年3月末)	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	453	5,667



長野県泰阜村(左図)、  
 栃木県日光市(右図)  
 における自治体事務の受託

- 郵便局は過疎地を含むどの市区町村にも必ず1局は設置され、全国に約24,000局存在しており、地域住民からの顔の見える関係を形成しており、信頼が得られている点が強みと言える。
- また、配達ネットワークやほぼ全ての世帯・事業所に係る所在情報、転居に係る情報を保有していることも、地域貢献を行う上での重要なリソースと言える。



郵便局の分布図



主要コンビニチェーンの分布図

出典：地図制作者にゃんこそば (@ShinagawaJP) さん  
※にゃんこそば著「ビジュアルでわかる日本-データに隠された真実-」(2023年発行) をもとに作成。

## 1. 地域の「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の実現

### 「コミュニティ・ハブ」の意義・必要性

自治体は郵便局に公的サービス・生活サービスの担い手としての役割を期待

中でも、自立的な地域経済の維持が困難化する地域において、

- 自治体支所や金融機関など物理的な拠点の縮小
- 住民による公的サービスの利用そのものも困難化

- 自治体等の各種団体・企業が提供してきた公的サービス等の全部又は一部を提供する「**コミュニティ・ハブ**」の実現と普及
- 集約された多様な機能やデジタル技術も活用し、民間企業・団体との新たな連携による「**地域経済社会の活性化の推進拠点**」となることも期待

### 郵便局の役割・果たしうる機能

- 約84%の自治体との間で包括連携協定を締結
- 自治体窓口業務等の取扱いを拡大
- 防災・災害対応や買い物・見守り等の**生活支援の実績**

- 「**コミュニティ・ハブ**」を実現する上では、地域の信頼を得て運営されている郵便局が、**中核的位置づけとして重要な役割**を果たしうる
- **郵便局が取得する情報・データの活用による住民サービスへの貢献**も期待
- **地域コミュニティの拠点化や新たな事業展開を図ろうとする取組**にも注目

(イメージ)

自治体等の各種団体・企業が提供してきた公的サービスを中心に、それらの全部又は一部の機能を提供  
**「コミュニティ・ハブ」としての郵便局**

#### 行政サービスの向上・補完の役割

- ・自治体事務受託
- ・各種証明書発行
- ・マイナンバーカード関連の事務 等



#### 地域に必要なサービスを提供する拠点

- ・地域の安全・防犯・見守り、防災・災害対応
- ・買い物支援、医療・介護・健康 等


行政サービスや民間サービスの維持・確保の受け皿になる拠点として郵便局を整備  
 ※受益者負担を基本とした適正な費用負担により運営

## ○地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業(民間金融機関等)の撤退する地域が増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに、行政事務の効率化、住民生活支援サービスの充実・強化による**住民利便の向上と地域経済活性化に繋げるためのコミュニティ機能の改善・強化事例の創出及び横展開に資する実証事業を実施し、郵便局の「コミュニティ・ハブ」としての活用を推進。**



報道資料



令和8年5月22日

「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業」の  
公募の開始及び公募説明会の開催

総務省は、郵便局と地域に必要なサービスの提供主体（自治体や生活インフラサービスの提供事業者等）とが連携し、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供する「コミュニティ・ハブ」として、地域課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的として、実証事業を実施します。  
今般、本実証事業に関する提案公募及び公募説明会を以下のとおり実施します。

- 1 概要
 

近年、我が国においては、人口減少や少子高齢化の進展等により、社会環境が大きく変化しています。こうした中、とりわけ人口減少等が進行する地域においては、自立的な地域経済の維持が困難となり、地方公共団体の支所や金融機関等の物理的な視点の縮小が進んでいます。このような状況下において、公的サービスや住民生活支援サービスの維持が大きな課題となっており、これらの課題に対応するため、総務省では、地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業（以下「本事業」という。）として、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供する「コミュニティ・ハブ」として、地域課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的とした実証事業を実施します。
- 2 公募の概要
 

請負事業者を通じて、本事業に係る実証事業の実施者を公募します。  
公募要領、申請書の提出先、その他詳細は、以下のポータルサイトを御参照ください。  
<https://www.nttdata-strategy.com/initiative/yubinkyoku-rikatsuyou/>

<提出期間>  
令和8年5月29日（金）正午から令和8年7月10日（金）正午まで  
※上記期間より前の御提出はお受けできませんので御注意ください。
- 3 公募説明会の実施
 

本事業の内容、手続について公募説明会を実施します。

<日時>  
令和8年5月29日（金）14時から  
開催概要ならびに申込み方法については、以下のポータルサイトより御確認ください。  
<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=ogle-mcsboj-8bebb5688430d5a4f86084e7fe1d6cb9>

4 今後の予定

期間	概要
令和8年5月29日（金）正午～ 7月10日（金）正午	提出期間 ・応募方法の詳細については、「2 公募の概要」を御参照ください。
令和8年7月～8月頃	外部有識者による評価等
令和8年8月上旬	実証事業の実施者の採択

※採択候補先の選定の状況等により多少前後する場合があります。

連絡先  
情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課  
菅野地域貢献推進官、加藤係長  
電話：03-5253-5964

## ● 内容

郵便局を行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点として活用する取組について、総務省の公募に応募し、採択された取組について実証を実施。

☞ 提供拠点として活用する取組の実証であるため、2つ以上の行政サービス・住民生活支援サービスで郵便局を活用するものが対象

## ● 実証の主体

地方公共団体又は地方公共団体を中心としたコンソーシアム

## ● 実証事業の応募の際に必要な書類の内容

地域課題、実施計画（地域課題に対する郵便局を活用したサービスの概要、事業費）、実施体制、事業スケジュール など

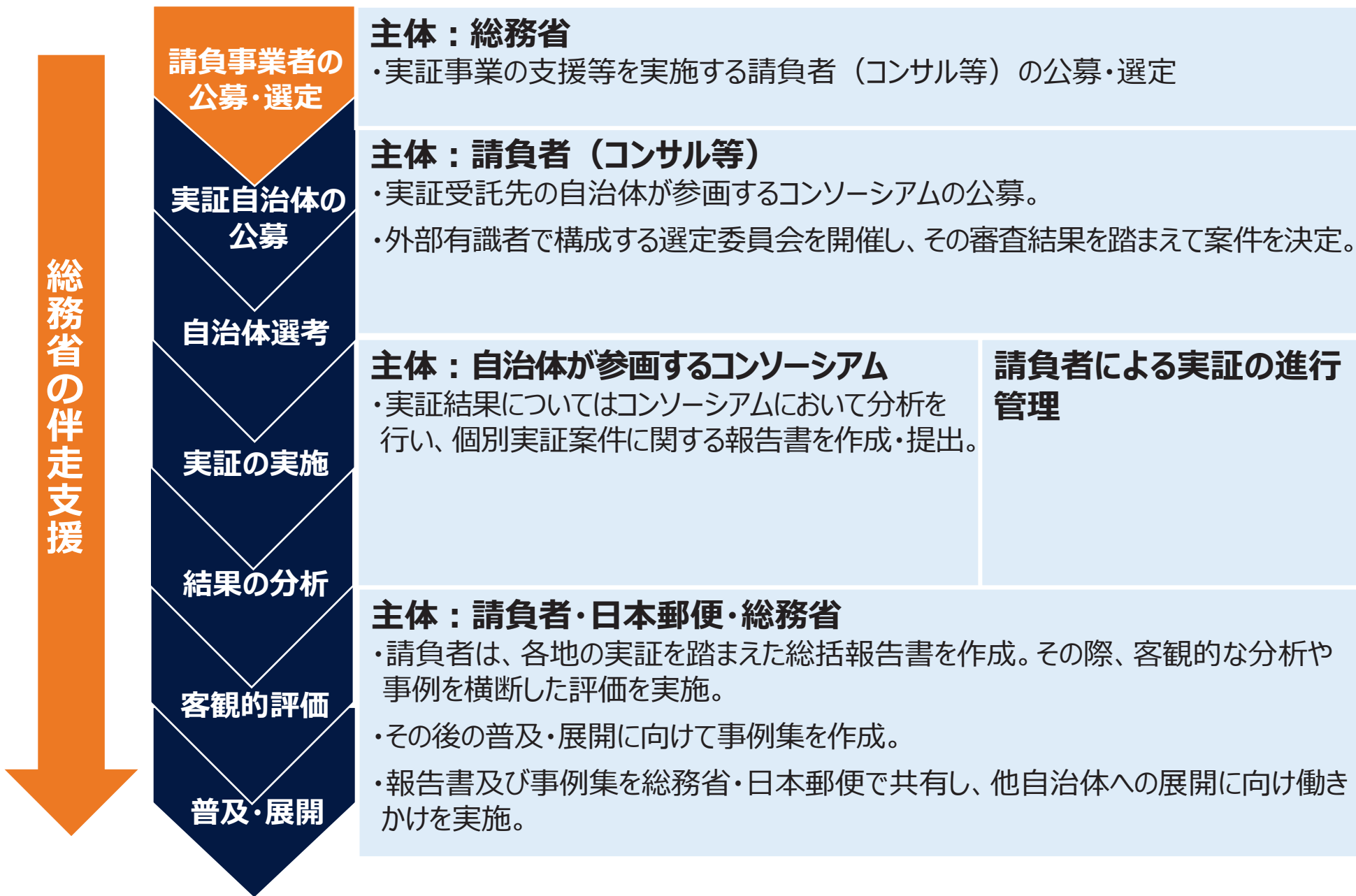
## (参考) スケジュール



	単一局タイプ (単一の郵便局を対象に実証するもの)	広域展開タイプ (複数の郵便局を対象に実証するもの)
実施主体	自治体が参画するコンソーシアム	
対象事業	2つ以上の行政・生活サービスを郵便局に委託し、 集約提供拠点として郵便局を利活用する事業	
実施形態	請負 (定額)	
事業規模	1件あたり <b>900万円以下</b> ※ <small>※活用するサービスの分野や費用対効果なども踏まえて、 提案の内容・規模を評価。</small>	1件あたり <b>2,000万円以下</b> ※ <small>※活用するサービスの分野や費用対効果なども踏まえて、 提案の内容・規模を評価。</small>

### <提案評価の観点例>

- 地域課題の具体的な内容を的確に示され、取組の内容は地域課題に対応したものになっているか。
- 地方公共団体、民間事業者等、郵便局の実施体制と役割分担が明確に示されており、関係者間の連携により事業を円滑に実施できる体制となっているか。また、地方公共団体が主体的に関与する体制となっているか。
- 取組内容、実施体制及び役割分担を踏まえ、実証事業のスケジュールが現実的かつ実行可能な内容となっているか。
- 支出計画が具体的かつ実現可能な内容となっているか。
- 翌年度からの実装を前提としており、継続して取組を行うための実施体制、資金計画等に確実性があるか。
- 他地域でも実施可能な汎用性のある内容となっているか。



○ 総務省のこれまでの実証事業の内容

<https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html>

○ 郵便局の活用事例集

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001008166.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001008166.pdf)

○ 日本郵便における自治体連携・地域共創への取組

<https://www.post.japanpost.jp/assets/docs/service/life/torikumi.pdf>

その他

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

## 1. 対象となる自治体

- 過疎地※に所在する郵便局等に窓口事務を委託する市町村  
※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）
- 具体的には、郵便局事務取扱法等※に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地に所在する郵便局等に委託する市町村（令和7年8月末現在128団体）  
※ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

## 2. 対象となる経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く。

（具体的な対象事業の範囲（例））

- 行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）  
 システム整備費、回線・機器整備費  
 レイアウト変更経費、広報経費
- 住民生活支援サービス
  - ・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
  - ・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

## 3. 特別交付税措置率 0.5

